

大国魂神社東隣地区の環境整備が整う

歴史的建造物景観保全で初適応

大国魂神社(府中市)東隣の「都営府中宮町三丁目団地」(4階建て2棟59戸)は、この春に竣工し、入居者も住みはじめています。

この都営住宅がたまたま大国魂神社のわきに位置することから、都が指定した歴史的建造物との景観上の調和をはかることを求めたガイドラインに該当するとして、当会は2001年9月以来、都南部住宅建設事務所などに景観に配慮して建設するよう要望してきました。都南部住宅建設事務所は当会の要望を受入れて、4階建て住宅の外壁塗装色を淡いクリーム色としたり、外構や神社側との境界フェンスなどで神社の景観と調和のとれた外観として施工しました。

また、この都営住宅が府中崖線上に位置するため、当会は府中崖線の緑の連続性を果たさせるための配慮も求めましたが、これについては住宅の南側に設置する公園(面積1950平米で住宅全体の25%を占める)に武蔵野の雑木林風の植栽を施し、神社側との境にある通路…通称「地獄坂」にも出られるようにするなどの方針で設計・造成工事が進められました。

評価できるのは、高木にコナラ、イヌシデ、ケヤキを、中木にエゴノキなどを植え、低木や地衣類に在来種を用いるなど、武蔵野の雑木林に近い植生が施されたこと(表参照)、ならびに公園の東西に出入り口を設け、府中崖線をめぐる散策コースの一部として公園を利用できるよう

に設計・施工されたことです。

武蔵野の原風景の林のようという当会の要望からすれば、園遊路に管理上の必要からコンクリート舗装を行うなど一部に期待にそぐわない部分もみられますが、おおむね当会からの要望が反映されたかたちで完工し、公園の維持管理は府中市へと引き継がれることになりました。

今回の取り組みは、ほぼ3年間にわたって行政側への要望というかたちとなりましたが、基本的にはほぼ当会の要望通りの配慮がなされ、景観上も、そして破壊された府中崖線を公園というかたちで復元させることができたと思います。

一般的に、こうした公共事業への要望については、計画が明らかになった時点で、すでに実施内容が固められ計画変更はできない場合が多いのですが、今回は計画が小規模事業であったことや、都が景観条例とガイドラインを作成しているという条件のもとでうまくことが運んだものと思います。なお公園の維持管理を引き継ぐ立場の府中市については、緑の復元や管理のありかたで当会の要望とは必ずしも噛み合わない問題(公園管理問題、耐用問題、予算措置など)を残したように思います。(館浩道)



整備された崖線上の公園(左)と植栽内容(右)

植栽種類 高さ(m) 数量

くすのき	5.0	1本
しらかし	3.5	4本
いろはもみじ	3.5	3本
えごのき	3.5	3本
けやき	5.0	1本
こなら	3.5	5本
こぶし	4.0	2本
さるすべり	3.5	2本
そめいよしの	4.0	12本
はなかいどう	2.0	2本
むくげ	2.0	3本
もみじばふう	4.0	10本
やまぼうし	3.5	1本
べにかなめもち	1.5	185本
まさき	1.8	280本

くるめつつじ	0.5	440株
さつき	0.3	615株
やえくちなし	0.4	20株
こむらさきしきぶ	0.5	50株
やまはぎ		10株

たまりゅう	800鉢
やぶらん	1610鉢
りゅうのひ	410鉢
ひがんばん	135鉢
こぐまざさ	300鉢

張芝	171㎡
----	------

種子吹きつけ	
河原ナデシコ／月見草	
キキョウ／オオバコ	
ムシトリナデシコ	
レンゲ	…延べ545㎡

西府新駅開発で緑地環境破壊



利害関係者のみの声が重視され、環境保全という視点で開発を考えるといった姿勢や手法は残念ながら見受けられません。

いまからでも間に合います。環境保全のための具体的課題を提案します。

環境保全のための 具体提案

まず、第五小学校の西側の樹木を残すとともに、現在の道路を緑を厚くするために活かし、ここに伐採予定の樹木を移植する。

土地区画整理事業での配慮が必要

JR南武線の西府新駅設置にともなう土地区画整備事業が西府町1丁目着手されました。すでに市立西府苗圃の樹木が切り倒され、胸高の幹まわり1メートル以上のアカマツ、サクラ、ケヤキ、クヌギの切り株が無惨な姿をさらしました(写真)。

地域住民にとっては、この事業で西部支所、西府文化センター、第五小学校などへのアクセスとなっている二つの踏切が廃止される問題のほか、湧水の保全を含む府中崖線環境の破壊も無視できません。

この事業が関わっている地域は、住民ならびに西府湧水を訪れる人々の憩いの緑地であり、特に夏場は緑陰が作り出す涼風も吹く素晴らしい環境で、NECの森から崖線の数メートルの幅に苗圃と第五小学校の西側の緑が加わり、数10メートルの奥行きを南北につけていた森でした。小鳥・猛禽その他の生物の生息地でもあり、渡りの時期にはキビタキやオオルリ、エナガなどが羽を休めて行く場所です。また西府文化センターの西側の広場にはツグミが50羽以上集まってくるそうです。

府中市には「環境基本計画」や「緑の基本計画」、府中崖線の保全といった市の行政方針があるのに、この事業にともなう緑の破壊には無力の存在でしかありません。市民のための新駅設置とはいえ、こうも簡単に緑を破壊しているものか。市民の多くは納得がいかない思いです。

土地区画整備事業がこの点について検討されたのかどうかは明らかではありませんが、事業区域内の土地の



西府文化センターの西側ならびに西南側のサクラ並木を保存する。現在のケナフ畑周辺のニホンタンポポの群落を調査して貴重な植物を保全または移植する。第五小学校の北側の樹木を南側へ移植する。苗圃の南側に崖線に沿って島状に残っているアカマツ、ヒノキ、エノキ、ニセアカシアを残す。その他の樹木も伐採するのではなく移植する。これらの対策はやる気さえあればできることです。

伐採はすぐにできますが、ここまで育て上げるのは数十年あるいはそれ以上の年月を要します。昨年行われた第五小学校の創立百三十周年記念式典で、在校生代表が「四季折々を飾る校庭のクスノキとサクラの美しさ」とそれらへの愛着を強調していました。水と緑のまちづくりには時間が必要です。府中市および関係者にたいし、新駅設置と緑の環境保全がともに両立する事業とするために早急な対策を行うよう要望しています。(田中正仁)

バス見学 生物多様性センター

九州に上陸し、進路が心配された台風21号は、日本海に抜けました。風はやや強いけれど、まずまずの旅行日和。今回は「府中かんきょう市民の会」が始まってから5回目の研修旅行ですが、晴れた日では2回目ということで、幸運でした。37名が参加し、バスで府中から富士山麓に向かいました。

バスの中で、司会の竹内さんからこの旅行のお世話をいただいた幹事4名の紹介。次いで大崎代表から、その設立に関わった環境省所管「生物多様性センター」の概要と、資料に基づいた富士山の丁寧な解説がありました。

生物多様性センターでは、職員の方からスライドを用いて事業の説明がありました。そして多くの会員から普段抱えている色々な疑問…例えば外来魚に関する質問等が出ました。

生物多様性センターの立地は、動植物の標本保管のため空気の良い場所が必要だし、都心でなくてもIT利用でセンターの事業を進められるということで、富士山麓のアカマツ林の中に、平成10年設置されました。

センターの設置は、1992年の地球サミットで生物の多様性の保全を目的とした条約が採択されたことに端を発します。「生物の多様性」とは、生物が長い時間の中で多様な種に分かれ、それらが互いに関係を結びながら生物の社会を多様化している現象を言います。



そしてこれは人類の生存基盤である生態系が健全に維持される上で重要です。生物多様性の保全は①遺伝子のレベル ②種のレベル ③生態系のレベルで捉えます。

センターの事業は ①調査 ②標本資料 ③情報 ④普及啓蒙の4部門に集約できます。情報の一例として、20万分の1の日本地図上にカタクリ、ニホンジカ、カワウ等の生息地をプロットしたパンフレットがあり、分かり易い。

普及啓蒙の一環としてセンター内に展示室があり、短時間ではありましたが興味深く観覧しました。

生物多様性センターを出て、富士山五合目へ。ここで昼食。標高2305m、気温12℃で寒い。展望台から河口湖方面を眺めて楽しみました。富士山頂は台風の影響で乱れながら流れる雲に覆われて、見えない。でもバスで出発直後に一瞬、雲が切れ山頂が間近に見え、一堂歓声と拍手で来た甲斐があったと喜びました。スバルラインの車窓からは富士山の植物の垂直分布の実際を確かめることができました。充実した一日でした。(原 義友)

「川の風景を読むー多摩川からの報告」

7月29日、渋谷の国連大学で、とうきゅう環境浄化財団主催の「川の風景を読むー多摩川からの報告」が開催され、当会からも参加しました。3部からなる報告のうち府中用水と多摩川源流部の報告の概要です

●府中用水に関する調査研究

NPO多摩川環境研究会代表 島村勇二さん

1693年に完成した府中用水は、多摩川中流域の左岸(立川・国立の境界)から始まり、国立と府中の沖積低地の水田をうるおし調布市に至っている。多摩川からの水利権は灌漑期(5月1日→9月30日)で、1.8m³/sを取得している。

府中風土誌(1967年)の巻頭で矢部隆治市長(当時)は「段丘の南にひろがる沖積低地は、田植えが終わると一面みわたすかぎりピロードを敷き詰めたように緑一色となり、その中をまだ当時は水もきれいで

フナ・ドジョウが生息していた」と述べている。それが僅か30年の間に水田を維持してきた水路から都市下水路となってしまった。今は下水道が整備され快適だが、水源や水流は地下にもぐって見えなくなり、府中用水とのつながりがなくなってしまった。

府中用水路の再生は、今が絶好のチャンスである。地方分権の推進で、国有財産だった農業用水路・里道が市に無償譲渡された。この機会に具体的な府中用水を再生する施策の提案として、市民による民主的参画、参加を基盤として ① 用水機能と環境水路の併存をはかる。② 出合いの広場として、やすらぎ・水遊び・釣り・水辺・そして水路と歩道の整備を行う。

府中かんきょう市民の会と東京農工大学が、2度にわたって府中用水の再生を目指すシンポを開催したように市民間の連携が水路の再生の起爆力になることを期待する。



府中用水取水門(国立市青柳にて)

●多摩川源流部の澗・滝・沢・尾根等の地名とその由来に関する調査研究

多摩川源流研究所 所長 中村文明さん

多摩川源流に魅せられ、源流の溪谷や山々を歩き始めて10年になる。

深い谷に無数の澗や澗がありそれぞれに名前と由来があったが、記録されているものはほんの僅か。源流に生きた人々の愛着・畏敬の念を感じ次の世代に伝えたいとの一心で「多摩川源流絵図」の作成に取り組んだ。多摩川源流の四季おりおりを素晴らしいスライドの映像で、澗と澗の名前の由來說明があり、豊かな自然に感動した。

多摩川の最初の一滴は笠取山(標高1953m)である。山頂から少し下ったところに大きな花崗岩があり、多摩川の最初の一滴がしたたりおちる。(五十嵐 四郎)

身近な水辺をとりもどす ユニークなしレポート

「水辺環境の創出活用」調査研究報告書

多摩地区の水辺環境は多摩川を軸として、小河川、用水、崖線と湧水など多様なものがありますが、それらは開発や農業の衰退とともに失われつつあり、関係する自治体や市民レベルでも、この水辺環境を未来にわたって保存し活用するために知恵をしぼり努力しています。

こうした状況の中で、最近ユニークな研究と提案がなされました。

「身近な水辺をとりもどすために」と題する、すこし厚めの研究レポートで、表紙には大きく「水辺の散歩」の文字がデザインされています。

東京市町村自治調査会という聞きなれない財団法人が取り組み、発刊した「水辺環境の創出と活用」の概要を紹介します。

本文267ページ、さらに資料がついているかなり大部なこのレポート。

まず多摩地域の水辺環境の現状と課題について調査分析しています。

これによれば、日野、小金井、三鷹、小平、東久留米、稲城、国立、府中の各地域に広がる水辺環境に関して、行政機関だけでなく関係する市民団体の取り組みなども調査したうえで、現状について分析していますので、それぞれの水辺環境の現状と問題点を把握するうえで役に立つ基礎資料ともなっています。

市民の手による『水辺の散歩』

『水辺の散歩』は、昔からの人々との暮らしと密接であった、「身近な水辺」をもう一度市民の手にとりもどすことを目指しています。

このためには、かつての「身近な水辺」に学び、水辺を楽しめるところにしていくことが必要です。地元住民、子どもたち、学校、PTA、農家、関係団体、市民グループなどいろいろな人が協力して、水辺のをもっと楽しめるところにして、水辺の維持管理を共同で行い、水辺と一体の樹林地や農地を保全し、湧水や用水・河川の水量・水質を守っていく活動も行っていく必要があります。

市民の手によって、『水辺の散歩』の活動をすすめることが、「身近な水辺をとりもどす」第一歩となります。

報告書は、この調査に基づいて第2章において、多摩地域の水辺環境についてタイプ別の分類を行い、そのそれぞれについて事例研究の抽出をおこなっています。

多摩地域の地形の特色を、台地、崖線、低地、丘陵にもとめ、そのそれぞれに固有な水辺環境を位置付け、さらに研究事例として別表の6地域の事例研究地域を設定しています。

このレポートのユニークなところは、この事例研究地域のそれぞれに…府中用水については国立と府中の2カ所にかけて…「水辺の散歩」を提案していることです。市民が誰でもできる散歩という行為と水辺を結びつけ、「水辺の散歩」によって、新たな認識や様々な発見を行政や、学校など関係機関、そして市民との協働により、高め、そして水辺環境のよりよい保全につなげてゆこうとする提案です。

レポート第3章には、その為のノウハウがぎっしり詰まっています。(館浩道)

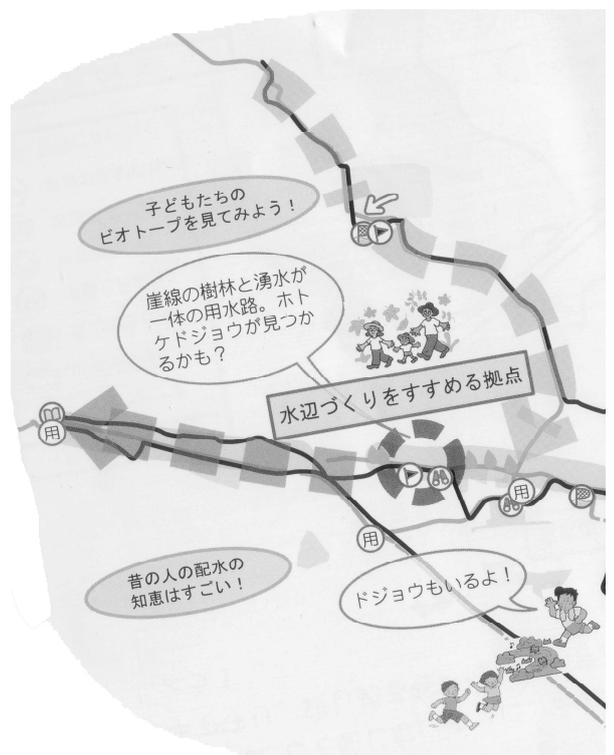
2004年3月／財団法人 東京市町村自治調査会発行)

湧水・清流が誘う「水辺の散歩」

台地の湧水と清流は、昔は春の小川として親しまれていました。わずかに残る湧水や清流を大切に守りながらかつての水辺の復活を考えていきましょう！

多摩地域の水辺環境と事例研究地域

水辺環境	事例研究地域
台地の湧水と普通河川	黒目川上流域(東久留米市)
台地の用水路	小平市の用水
崖線の湧水と普通河川	国分寺崖線(国分寺、小金井、三鷹、調布の各市)
崖線の湧水と低地の用水路	国立市の湧水と用水路 府中市の湧水と用水路
低地の用水路	大丸用水(稲城市)
谷戸の湧水と普通河川	程久保川上流域(日野市)



いよいよ具体化へ 水と緑のネットワーク構想

計画づくりに市民パワー活用のチャンス

7月29日、公募市民5名を含む15名からなる「府中市水と緑のネットワーク拠点整備基本計画検討協議会」が発足しました。諮問内容は「市民健康センター及びその周辺一帯を水と緑のネットワークの拠点として、観光の視点を主軸に見直し、整備するための基本計画」であり、12月末までの短期間で、市長へ答申しようとするものです。

広報ふちゅうの市長随筆(平成15年1月11日)には『～都会の良さと田舎の良さを併せ持つ田園都市あるいは庭園都市の実現が待たれています』と述べられており、この市長公言は府中のまちづくりの基軸となる構想で、私どももかねてから主張してきたこともあり、大いに賛同できます。

諮問の趣旨をわたくし流に解釈すると、府中の持つ歴史、文化と伝統や用水路、多摩川などの自然特性、資源・財産の再生、復活をはかるとともに新たに創出していく壮大な構想実現の第一歩と考えます。協議会の議論に期待しつつ日頃考えていることの一部を述べてみます。

1.市には総合計画、環境基本計画、都市景観基本計画、緑の基本計画があり、全て”水と緑”を重点事項に掲げている。しかし、これを収斂した具体的計画はまだ作成されていないので、今回の拠点整備計画を好機とし、市管内を網羅した中・長期的な全体計画の作成ないしはその足掛かりを作りたい。

2.従来からの「観光」目的だけでなく、既整備地区・多摩川・周辺地域も関連させ、自然観察や体験学習などに配慮したフィールドと施設を調和させた「エコツーリズムの要素」を取り入れたい。

3.整備の目的はまず市民が「うるおい」や「やすらぎ」と幅広い「広義の学習」に堪えるものであること。整備後の管理を効率的かつ適切に行うには計画づくりの段階から市民参加・参画の仕組みを組み込むこと、すなわちソフト重視の計画づくりがまちづくりにとって重要要素であること。それに対応した庁内体制は総合的または横断的な組織・運営が必要条件になる。

4.本年6月、内閣府より認定された「地域再生計画」(約21億円の交付金)で設置される「特定地域プロジェクトチーム」による事業展開には、市域全体を視野に入れた全体計画づくりの絶好の機会である。とかく行政主導がちだった従来から脱却し、ソフトパワーを活かした市民主体のまちづくりを本格化すべき。

答申案は以上の基本的な考えを踏まえながら提案したいと考えています。「魅力ある 緑ゆたかな 住み良いまちづくり」は市民の最大の関心事でしょう。率直なご意見、ご批判をお聞かせください。また傍聴も可能ですから、是非お出かけを。(検討協議会委員 進藤礼治郎 9.11記)



崖線と田んぼをつなぐ「水辺の散歩」を提案しているイメージ図

東京市町村自治調査会レポート「身近な水辺をとりもどすために」の『水辺の散歩』マップより

景観法の誕生とその概要

本年6月11日、国会で「景観法」が可決・成立し6月18日に官報告示され、景観法が誕生しました。

今日において、なぜ景観法が誕生することになったのか、その背景は何か？ また、景観法の要旨は？

さらに、私たち市民と景観法はどのような関係にあるのか？ などについてまとめてみたいと思います。

まず、景観法誕生の背景は、私たちが住む街や地域に対する市民の考え方の変化、地方公共団体の自主的な景観条例の制定とその運用、このような現状から国として景観条例に法的根拠を与える必要があったためです。

しかし、法制化するには「機熟さず」といった状態でありましたが、一方「うるおいやすらぎのあるわがまち」を望む意向が年々強くなって来ました。

その証拠には、全国の市町村のうち、約500の公共団体が自主的な「景観条例」を制定し、積極的に景観対策に取り組むようになったからです。

このようなことから、地方公共団体だけの景観に対する取り組みでは、基本理念に欠けること。また自主的な条例に基づくソフトな手法には限界があること。景観をめぐる訴訟の増加。税・財政上の支援の不十分さなどの問題点がはっきりして来ました。また「全国景観会議」「景観形成推進協議会」などからの法制化の強い要望などもあり、法律の整備となりました。

次に景観法の要旨ですが、基本理念、各主体の責務、一定行為の規制、支援措置（景観形成事業の助成、交付金の活用…各予算化、相続税の適性評価、

所得税・法人税の特別控除）など、幅広い対応が規定されています。

また、景観法の枠組みとしては、都道府県または市町村が景観行政を担当する「景観行政団体」となり、原則的には市町村（広域の場合は都道府県）が都市計画により「景観地区」などを指定したうえで、「景観計画」を作成し、計画地域の保全と整備（景観の創出を含む）を実施します。

一方、景観法の特徴は、行政と住民が協働する「景観協議会」の設立、住民の合意による景観のルールを定める「景観協定」の締結、「景観上重要」な公共施設（河川、道路、公園など）及び建築物・樹木などの指定と保全・整備、農業との調和のとれた条件整備をする「景観農業振興地域整備計画区域」の指定など、街から自然地域までを対象としています。

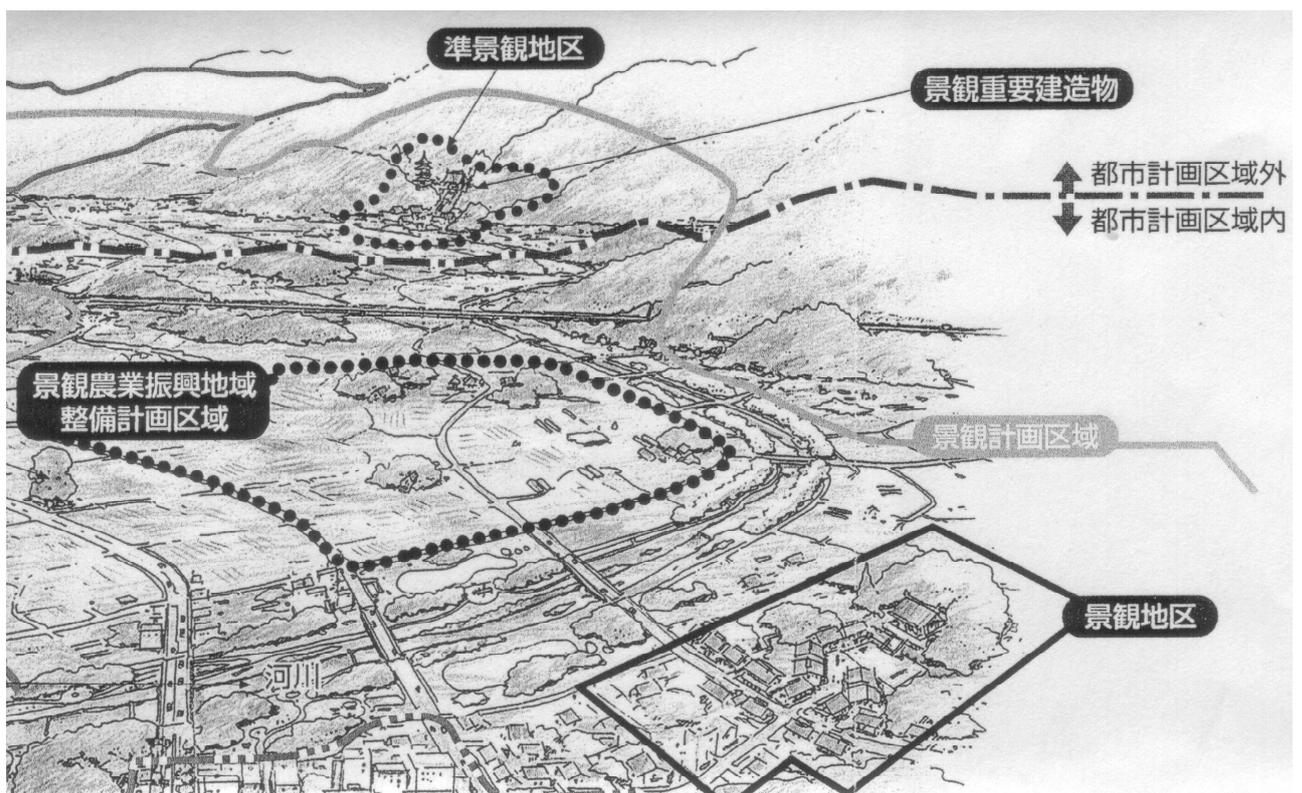
市民や団体と景観法との関係は、土地所有者・地上権もしくは賃借権所有者は、1人でも数人共同でも素案を添えて景観計画の策定・変更を景観行政団体に提案できます。また、NPO法人・公益法人も土地所有者の3分の2以上の同意があれば前記の提案が出来ます。

前記の2法人は景観法による景観行政団体から「景観整備機構」として指定を受け、景観重要建造物や同樹木の管理、同公共施設に関する事業、有効に活用できる土地の取得と管理、委託に基づき農業と農地の取得と管理、事業者への人材の派遣、調査研究など、幅広い活動が可能です。

以上が景観法の概要ですが、景観法は国として初めての総合的景観政策の基本法であり、「景観」の定義が条文化されていませんが、単なる視覚的景観ではなく、景観を軸とする「全環境」と解釈することが適当です。

最後に「景観法元年」にあたり、府中市においても景観法を根拠とした行政が、力強く展開されることの期待とあいまって、われわれ府中かんきょう市民の会も「より良いまちづくり」のための活動に積極的に取り組む必要があると思います。（大崎清見）

● 景観法対象地域のイメージ図（部分）



写真集 武蔵野新風土記 を発行して

勝谷 寛子

「武蔵野」はそれぞれの時代でイメージや、思いは違うと思います。

戦後、中国から引き揚げてきた私は戦後の武蔵野しか知りませんが、それが懐かしい心の故郷なのです。

私が武蔵野をテーマに写真を撮るようになったのは、数年前、三鷹にある国立天文台がまだ一般には公開されていなかった頃、ある天文学者の方の計らいで構内を案内していただき幼い頃の思い出の中にある風景をそこにみつけたことがきっかけでした。

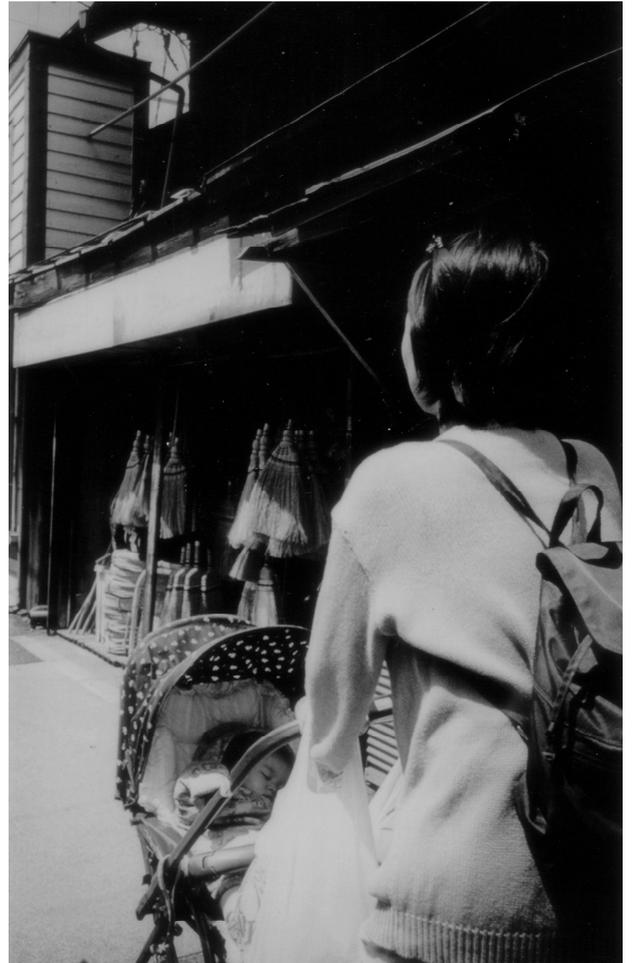
天文台の広い敷地には雑木林があり、真っ赤なカラスウリが沢山ぶらさがっていました。木々の間を抜ける小道が幾本もありました。かつて通った小学校の木造校舎のような古い建物や、今はほとんど使われなくなった観測所が点在していました。天文台は、子どもだった頃にタイムスリップしたように感じられるところでした。

それから数年間、昔から残って今に受け継がれているもの、街並みや景観、農業、伝統行事などを撮り続けてきました。

府中には、武蔵野を偲ばせる街並みや自然が残っています。特に旧甲州街道や人見街道沿いには昔からの店や、屋敷林、農家のたたずまいなどありますが、私が写真を撮り歩いている間にも、その一つ一つが消えているのが現状です。

崖線も自然が多く残っている場所です。国分寺崖線や、府中崖線があり、それに沿って野川や多摩川が流れています。ハケからは水が湧き出し木々の間に小川が流れ、皆の憩いの場、散歩道など心をいやしてくれる所です。しかし、この自然や、街並みも急激に変化しています。特に駅前の開発は著しく、今までの面影はほとんど消え去ろうとしています。崖線の真上にマンションを建てたり、道路を通すなど、自然は破壊されつつあります。田んぼや畑なども、相続税問題や、後継者問題などがあいまって消えつつあります。私はこの1～2年でもっともっと変化し、武蔵野のよさが薄れていくのではないかと考えています。

写真を撮るなかで様々な環境問題に直面しましたが、これからも武蔵野を撮り続けるなかで、少しでも良き武蔵野の面影を残せたらと思っています。



府中市宮西町に残る懐かしい店先(上)
府中崖線の瀧神社(下)。いずれも写真集より



勝谷寛子写真集

武蔵野新風土記

府中、調布、国立を中心に
81点におよぶ人と自然の
関わりを丹念に記録。

凸版印刷 2500円
(モノクロ 127頁)

<勝谷寛子プロフィール>

1936年品川区に生まれる。長春で終戦を迎え、引き揚げ。総理統計局勤務。武蔵野音大音楽科卒。現代写真研究所第16期生。写真集「多摩川・水の旅」を出版(1997/3)。紅葉丘在住。

「府中かんきょう市民の会」会員。



世界遺産が発足したのは、遺跡の修復のためでした。1960年、アスワン・ハイ・ダムの建設によって水没が必至となったヌビア遺跡群救済のため、ユネスコが全世界に協力を求め、アブ・シンベル神殿やイシス神殿の移転を実現したのです。その後、ポロブドゥール遺跡も、ユネスコ主導で11年かけて修復されました。現在、倒壊の危機にあるアンコール遺跡、環境汚染が懸念されるアメリカのイエローストーン、塩害に悩まされているモヘンジョダロなど、修復活動を必要としたり、またなんらかの修復活動が始まっている世界遺産は数多くあります。

世界遺産について

今年7月、あらたに世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」のうちの『熊野古道』



世界遺産は登録することが目的ではなく、その地域の普遍的な価値を人類全体の遺産として保全していくことにあります。登録後もずっと保護管理やモニタリングを続けていかなければならない責務があるのです。(大草郁子)

参考文献:奥田直久「私たちと世界遺産」
小林克己「世界遺産をひとめぐり」

(1)世界遺産条約の概要

名称:世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約／目的:顕著で普遍的な価値を有する遺跡や自然地域などを人類全体のための世界の遺産として保護・保存し、国際的な協力及び援助の体制を確立する／事務局:UNESCO世界遺産センター(パリ)／締約国数:178国／採択:1972年(日本は1992年に締結)

(2)世界遺産の3つのカテゴリー

●文化遺産(611件登録)

世界的な見地から見て歴史上、美術上、科学上顕著で普遍的な価値を有する記念工作物、建造物、遺跡等⇒(例)姫路城、アンコール、ピラミッド

●自然遺産(154件登録)

世界的な見地から見て観賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等⇒(例)白神山地、屋久島、キリマンジャロ国立公園

●複合遺産(23件登録)

文化遺産と自然遺産との両面の価値を有するもの⇒(例)黄山、マチュ・ピチュの歴史保護区(ペルー共和国)、エアーズロック

(3)日本の世界遺産

文化遺産→姫路城(平成5年12月登録)／法隆寺地域の仏教建造物(平成5年12月)／古都京都の文化財(平成6年12月)／白川郷・五箇山の合掌造り集落(平成7年)／原爆ドーム(平成8年12月)／巖島神社(平成8年12月)／古都奈良の文化財(平成10年12月)／日光の社寺(平成11年12月)／琉球王国のグスク及び関連遺跡群(平成12)／紀伊山地の霊場と参詣道(平成16年7月)

自然遺産→屋久島(平成5年12月登録)…世界的に特異な樹齢数千年のヤクスギをはじめ、多くの固有種や希少種を含む生物相を有するとともに、植生の典型的な垂直分布がみられるなど、特異な生態系とすぐれた自然景観を有する。／白神山地(平成15年12月)原生的な状態で残存するブナ林は、動植物相の多様性で世界的にも特異な森林であり生態学的に進行中のプロセスを示し顕著な見本である。知床は来夏登録予定。

府中市内の環境問題と取り組んでいます

府中かんきょう市民の会



- 市内各所のウォッチングで環境チェック
- 「レンゲまつり」など環境復元活動も
- 先進の取り組みを見学／講座開催など随時
- 市政への提案活動…市環境基本計画など

例会：毎月第2水曜、18時から「グリーンプラザ」7Fで
会費：年1500円／代表：大崎清見
連絡先：府中市住吉町2-30-31 3-508

